

応機関としての地方衛生研究所の法的位置づけの明確化も含まれると考えられる。

D. 考察

昨年度は、IHRの逐条解釈を行い、以下が明らかになった。第一に、IHRが条約に比べ日進月歩の科学技術の進歩に合致した形で改正することが可能であること、第二に、すぐれた感染症防止・封じこめのための道具であること、および第三に国際機関と主権国家の権限の配分の変化が多くの規定から明らかであることである。本年度は、2007年6月のIHR発効以前に、日本として必要とされる法整備に役立てるため、IHR発効の仮訳を作成した。

また、新IHRの国内実施は、2004年4月の安保理決議1540（2006年4月に安保理決議1673によりさらに2年延長。今後も葉延長が繰り返されること予想される。）の履行確保手段に含まれるものであり、決議1540は法的拘束力をもつ決議として各国に厳しい遵守義務を課す。これまで、「1540委員会」に対して2回報告書を出した国が日本も含め、約80カ国あるが、それらの国がバイオテロを防ぐためにもつ法律のリストを作成した。また、アジア諸国については、反テロ法等包括的に大量破壊兵器拡散防止のために制定された法枠組も網羅的に調査した。インドネシア、モンゴル、ベトナムなどが決議を機に法律を策定した。

さらに、決議1540との関連でオーストラリア・グループの生物剤輸出管理制度の進展も各国の国内法にいかに関係反映されたかを調査したが、結果として、多様な分野での相互依存の進化が国家に反テロ活動についてのより厳しい国内履行義務を課すようになり、バイオテロ分野でもそれは例外ではないということである。そのため、国内の即応連携がより一層求められることになる。

E. 結論

IHRの強化は、決議1540の国内実施という形で果たすことができることが、両者の個々の規定の比較検討により証明された。また、決議1540は、当初の目的からはやや後退したものとして成立したが、（註 PSIの意図した公海上の臨検や領海の無害通航権に優越する阻止権限は与えられなかった。）PSIの実施基準としての役割を依然として担っており、PSIの主要なメンバーである日本にとってその意義は大きい。バイオセキュリティーの確立のための法的基盤を固めるためにも、決議1540の各国の実施状況を資料として保持することは厚生労働省等関係機関にとって重要である。日本はまた、決議1540の要請する国際協力という観点からもIHRに規定する「国際的懸念のある公衆衛生緊急事態」を検知し危機に対処するための技術的、法的基盤をもつことが必要である。さらに、決議1540とIHRの履行のための国内法整備を、地方衛生研究所の法的位置づけの明確化も含めて検討することが望ましいと思われる。

F. 研究発表

1 2006年5月14日に岡山大学で開催された2006年度世界法学会研究大会で口頭発表を行った。「非国家主体に対する軍備管理・軍縮—国際法の可能性」という表題で、バイオテロを含む大量破壊兵器の拡散に対抗する国際立法はPSIとどのような関係にあり、国際法生成過程を変更するものであるかを検討した。

2 岡山大学での口頭発表後の研究を踏まえ、表題を「非国家主体に対する軍備管理・不拡散—国際法の可能性」と変えた論文を執筆した。これは、2007年3月刊行の『世界法年報』第26号に掲載予定（30000字）である。（グラ初校済み段階）

3 国際保健規則（IHR）全訳は、2007年度慶應義塾大学法学会編『法学研究』に掲載予定である。